

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県財務規則の一部を改正する規則

四七九

○福島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

四七九

○福島県温泉法施行細則の一部を改正する規則

四八〇

告 示

○飼料の試験の結果の概要を公表する件

四八六

○保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった件

四八七

○保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった件二件

四八八

○保安林の指定をする予定である旨の通知があった件二件

四八八

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件

四八八

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

四九〇

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件

四九〇

○特定居宅サービス事業者を指定した件

四九〇

た件

○指定居宅介護支援事業者を指定した件

四九二

○指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件

四九二

○指定居宅サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件

四九三

○指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件

四九三

○指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件

四九三

○指定介護予防サービス事業者を指定した件

四九四

○指定介護予防サービス事業を廃止した旨届出があった件

四九四

○指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件

四九五

○指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件

四九五

○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件

四九六

○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件

四九六

○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件

四九六

○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件

四九七

規 則

○福島県財務規則の一部を改正する規則、福島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年七月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

○福島県財務規則第七十四号

福島県財務規則の一部を改正する規則

○福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。
第一百五十八条中「総務部文書管財総室施設管理課長」を「総務部文書管財総室財産管理課長」に改める。

○福島県自然環境保全条例施行規則(昭和四十七年福島県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。
第八十一条ウ(ウ)中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改め、同号ウ(ウ)中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

○第十号シ中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改め、同号ソ中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(入札監理課)

○福島県規則第七十五号

福島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

○福島県自然環境保全条例施行規則(昭和四十七年福島県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。
第八十一条ウ(ウ)中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改め、同号ウ(ウ)中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

○第十号シ中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改め、同号ソ中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

○障害者自立支援法による指定相談支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件

四九七

○福島県公安委員会

○福島県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

四九七

○平成十九年十二月十一日付決定例
第九百三十五号中

四九七

○平成二十年五月三十日付決定例
第九百八十三号中

四九八

福島県規則第七十六号

福島県温泉法施行細則

福島県温泉法施行細則(昭和三十六年福島県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号から第四号までの規定中「第十一号第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項第十五号中「第十五号様式」を「第二十三号様式」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第十四号中「第十四号様式」を「第二十二号様式」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第十三号中「第十三号様式」を「第二十一号様式」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十二号中「第十二号様式」を「第二十号様式」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十号中「第十号様式」を「第十九号様式」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第九号中「第九号様式」を「第十八号様式」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第八号中「第八号様式」を「第十六号様式」に改め、同号を同項第十六号とし、同号の前に次の七号を加える。

九 法第十四条の二第二項の規定に基づく温泉の採取の許可の申請 温泉採取許可申請書(第九号様式)

十 法第十四条の三第一項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併又は分割の承認の申請 温泉採取許可法人合併(分割)承認申請書(第十号様式)

十一 法第十四条の四第一項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた者の相続による事業の継続の承認の申請 温泉採取許可者相続人事業継続承認申請書(第十一号様式)

十二 法第十四条の五第一項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請 可燃性天然ガス濃度確認申請書(第十二号様式)

十三 法第十四条の六第二項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者の地位の承継の届出 可燃性天然ガス濃度確認者地位承継届(第十三号様式)

十四 法第十四条の七第一項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた当該採取のための施設の位置等又は採取の方法の変更の許可の申請 温泉採取許可施設の位置等又は採取方法変更許可申請書(第十四号様式)

十五 法第十四条の八第一項の規定に基づく温泉の採取の許可又は可燃性天然ガスの濃度の確認に係る温泉の採取の事業の廃止の届出 温泉採取事業廃止届(第十五号様式)

第一条第一項第七号中「第七号様式」を「第八号様式」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第六号様式」を「第七号様式」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第十一号第二項」の下に「又は第三項」を加え、「第五号様式」を「第六号様式」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 法第七条の二第二項(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定

(自然保護課)

に基づく土地の掘削若しくは増掘の許可を受けた当該掘削若しくは増掘のための施設の位置等又は掘削若しくは増掘の方法の変更の許可の申請 温泉掘削(増掘)許可施設の位置等又は掘削(増掘)方法変更許可申請書(第五号様式)

第一条第二項中「第十六号様式」を「第二十四号様式」に改める。

第二条第二項中「第四条第一項第五号」の下に「第四条の三第一項第四号」を加え、「する場所」の下に「省令第六条の二第二項第二号及び第六条の七第一項第二号に規定する温泉の採取を行おうとする場所、省令第六条の四第一項第三号、第六条の五第一項第四号、第六条の八第一項第三号、第六条の十第一項第三号及び第六条の十一第一項第三号に規定する温泉の採取の場所」を加え、同条第二項第一号中「前条第一項第五号」を「前条第一項第六号」に改め、同項第四号中「前条第二項第一号中「前条第一項第五号」を「前条第一項第六号」に改め、同項第三号中「前条第一項第十一号」を「前条第一項第十二号」に改め、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 前条第一項第十三号の届出書 確認を受けた者の地位を承継した日から六十日を経過する日
四 前条第一項第十五号の届出書 温泉の採取の事業を廃止した日から十四日を経過する日

第二条第二項に次の二号を加える。

七 前条第一項第二十二号の届出書 変更した日から十四日を経過する日
八 前条第一項第二十三号の届出書 廃止した日から十四日を経過する日

第三条中「第二条第三号」を「第二条第五号」に改め、同条第一号中「第二号、第三号、第四号、第六号及び第七号」を「から第五号まで、第七号から第十二号まで及び第十四号」に改め、同条第二号中「第一条第一項第五号及び」を「第一条第一項第六号、第十三号及び第十五号並びに」に改める。

第一号様式中

掘削の工事の施行方法	□	径	深さ	(深さ)計	を
	■	■	m	m	

掘削の工事の施行方法	□	径	深さ	(深さ)計	を
	■	■	m	m	m

その他

を

主 要 な 設 備 の 力 構	設 備 名	構	造

そ の 他	
能 力	

この欄を。

第二号様式中「第11条第2項」の次に「温泉法第11条第3項」を加える。
 第三号様式及び第四号様式中「第11条第2項」の次に「温泉法第11条第3項」を加え、「許可の別」を「掘削許可等の別」に改める。
 第十六号様式を第二十四号様式とし、第十五号様式を第二十三号様式とし、第十四号様式を第二十二号様式とし、第十三号様式を第二十一号様式とし、第十二号様式を第二十号様式とし、第十一号様式を第十九号様式とし、第十号様式を第十八号様式とし、第九号様式を第十七号様式とし、第八号様式を第十六号様式とし、同様式の前に次の七様式を加える。
第9号様式（第1条関係）

温泉採取許可申請書
 (表)

福島県知事

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号（ ） —
 ⑩

下記により、温泉の採取を業として行いたいので、温泉法第14条の2第1項の規定により申請します。

記

温 泉 の 採 取 場 所	場 所	温 泉 の 採 取 の 日 考
	源 泉 名	
温 泉 開 始	年 月 日	

(裏)
 福島県収入証紙をはり付ける欄

.....

.....

.....

.....

第10号様式（第1条関係）
 温泉採取許可法人合併（分割）承認申請書
 (表)

福島県知事

年 月 日

主たる事務所の所在地
 名称及び代表者の氏名
 電話番号（ ） —
 ⑩

下記により、温泉採取の許可を受けた者である法人の合併（分割）について承認を受けたいので、温泉法第14条の3第1項の規定により申請します。

記

合併により消滅する(分割前の)法人	主たる事務所の所在地	電話番号 () -
	名称及び代表者の氏名	
合併後存続する(合併により設立される)法人	主たる事務所の所在地	電話番号 () -
	名称及び代表者の氏名	
分割により事業を承継する法人	主たる事務所の所在地	電話番号 () -
	名称及び代表者の氏名	
許可年月日及び指令番号	年 月 日	福島県指令 第 号
温泉の採取の場所	場 所	
	源泉名	
合併(分割)予定日	年 月 日	
備 考		

(裏)
福島県収入証紙をはり付ける欄

.....

.....

.....

.....

.....

.....

第11号様式(第1条関係)

温泉採取許可者相続人事業継続承認申請書

(表)

年 月 日

福島県知事
住所
氏名
被相続人との続柄

㊦

電話番号 () -

下記により、温泉採取の事業を引き続き行いたいので、温泉法第14条の4第1項の規定により申請します。

記

被相続人の氏名及び住所		
許可年月日及び指令番号	年 月 日	福島県指令 第 号
温泉の採取の場所	場 所	
	源泉名	
相続開始年月日	年 月 日	年 月 日
備 考		

(裏)

福島県収入証紙をはり付ける欄

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

第 1 2 号様式 (第 1 条関係)

可燃性天然ガス濃度確認申請書

(表)

年 月 日

福島県知事

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦
 電話番号 () —

下記により、温泉の採取を業として行いたいので、温泉法第14条の 5 第 1 項の規定により申請します。

記

温泉の採取場所 を 行おうとする場所	場所	
	源泉名	
温泉の採取の 開始の予定日	年 月 日	
測定場所	測定年月日	年 月 日

メタンの濃度の事項 測定に関する事項	測定方法	
	測定結果	
備考	測定実施者	

(裏)

福島県収入証紙をはり付ける欄

.....

.....

.....

第 1 3 号様式 (第 1 条関係)

可燃性天然ガス濃度確認者地位承継届

年 月 日

福島県知事

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦
 電話番号 () —

下記により、可燃性天然ガスの濃度について確認を受けた者の地位を承継したので、温泉法第14条の 6 第 2 項の規定により届け出ます。

記 記

可燃性天然ガスの濃度について確認を受けた者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
可燃性天然ガスの濃度について確認を受けた日及び指 令 番 号	年 月 日 福島県指令 第 号	
温泉の採取の場所	場 所	
	源泉名	
地位を承継した日	年 月 日	
備 考		

第 1 4 号様式 (第 1 条関係)

温泉採取許可施設の位置等又は採取方法変更許可申請書 (表)

年 月 日

福島県知事

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊦

電話番号 () —

下記により、温泉採取許可施設の位置等又は採取方法を変更したので、温泉法第14条の7第1項の規定により申請します。

記 記

許可年月日及び指令番号	年 月 日 福島県指令 第 号
温泉の採取の場所	場 所
	源泉名

変更の内容				
変更の理由				
変更後の工事の着手及び完了の予定日	着手	年 月 日	完了	年 月 日
備 考				

(裏)
福島県収入証紙をはり付ける欄

.....

.....

.....

.....

.....

.....

第 1 5 号様式 (第 1 条関係)

温泉採取事業廃止届

年 月 日

福島県知事

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊦

電話番号 () —

下記により、温泉の採取の事業を廃止したので、温泉法第14条の8第1項の規定により届け出ます。

記 記

.....

温泉採取許可年月日の又は可燃性天然ガスの濃度について確認を受けた日及び指令番号	年	月	日	福島県指令	第	号
	場 所					
温泉の採取の場所	源泉名					
温泉の採取の事業の廃止の日	年	月	日			
温泉ゆう出路の状況	埋 戻 し の 状 況					
備 考						

注 「温泉ゆう出路の埋戻しの状況」の欄は、温泉法第14条の2第1項の温泉の採取の許可を受けている場合にのみ記入して下さい。

第七号様式を第八号様式とする。

増掘後のゆう出路の口径及び深さ並びに増掘工事の施行方法	増掘後のゆう出路の口径	増掘後の深さ	増掘工事

第六号様式中

増掘後のゆう出路の口径及び深さ並びに増掘工事の施行方法	増掘後のゆう出路の口径	増掘後の深さ	増掘	
			設備名	構造
の施行方法	主要な設備及び構造	設備名	構造	能

工事の施行方法

力

に改め、同様式を第七号様式とする。

第五号様式中「第11条第2項」の次に「温泉法第11条第3項」を加え、同様式を第六号様式とし、第四号様式の次に次の一様式を加える。

第五号様式 (第1条関係)

温泉掘削 (増掘) 許可施設の位置等又は掘削 (増掘) 方法変更許可申請書

(表)

年 月 日

福島県知事

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 ()

㊤

下記により、温泉掘削 (増掘) 許可施設の位置等又は掘削 (増掘) 方法を変更した
 いたので、温泉法第7条の2第1項 (温泉法第11条第2項) の規定により申請します。
 記

掘削許可等の別	掘削	増掘
許可年月日及び指令番号	年 月 日	福島県指令 第 号
掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び	所在及び地番	地目
	変更の内容	
変更の理由		

変更後の工事の着手及び完了の予定日	着手	年月日	完了	年月日
	備考			

(裏)
福島県収入証紙を貼り付ける欄

附 則

- 1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第四項の規定は、同年八月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県温泉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、改正後の福島県温泉法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定に基づいて提出された申請書及び届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
- 4 温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百一十一号）附則第六条の規定による確認の申請は、改正後の規則第一条第一項及び第二条第一項の規定の例により行うことができる。

（ 業 務 課 ）

告 示

福島県告示第五百二十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十年五月から同年六月までの間に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。
平成二十年七月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所（収去年月）	飼料の名称（飼料の種類）	製造年月	試験結果の概要（％）						備考 他の検査
				粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	
静岡県静岡市清水区新港町2番地 株式会社ジーオイルミルズ静岡工場	福島市成川字六反田37番地1号 武陽食品株式会社福島営業所 （平成20年5月）	豊年和牛家族（肉牛繁殖・若令牛育成用配合飼料）	平成20年5月	18.5	3.5	8.5	5.2	0.61	0.49	—
宮城県石巻市三河町4番地 北日本くみあい飼料株式会社石巻工場	郡山市字道場413 北日本くみあい飼料株式会社郡山中継基地 （平成20年6月）	会津ワックス（肉用牛肥育用配合飼料）	平成20年6月	14.1	3.7	7.0	5.2	0.18	0.56	—
宮城県石巻市三河町4番地 北日本くみあい飼料株式会社	郡山市字道場413 北日本くみあい飼料株式会社	ふくしま和牛（肉用牛肥育用配合飼料）	平成20年6月	14.0	3.8	6.8	5.1	0.20	0.56	—

社石巻工場	社県中中継基地 (平成20年6月)																		
本宮市荒井字 上前畑1 アサヒビール 株式会社福島 工場	本宮市荒井字 上前畑1 株式会社アサ ヒビールフアイ ド福島事業所 (平成20年6月)	モルトフアイド・ サイレージ(牛 用混合飼料)	平成 20年 6月	7.8	3.6	6.1	1.6	0.11	0.22	—	—								

注
1 飼料の名称の欄中「規」は、飼料の安全性の確保及び改善に関する法律第27条第1項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
2 試験結果の概要の欄には、個別検査項目別に試験結果を示し、表示された栄養成分量に対して過不足があった場合には、備考の欄にその過不足の量を示す。

2 安全性に関する検査

製造事業場 等の名称 及び所在地	収去場所 (収去年月)	飼料の名称 (飼料の種類)	製造 年月	試験 結果の概要	備 考
静岡県静岡市 清水区新港町 2番地 株式会社J- オイルミルズ 静岡工場	福島市成川字 六反田37番地 1号 武陽食品株式 会社福島営業 所 (平成20年5月)	豊年和牛家族 (肉牛繁殖・若 令牛育成用配合 飼料)	平成 20年 5月	カドミニウム 鉛 水銀	
宮城県石巻市 三河町4番地 北日本くみあ い飼料株式会 社石巻工場	郡山市字道場 413 北日本くみあ い飼料株式会 社県中中継基	会津ワックス (肉用牛肥育用 配合飼料)	平成 20年 6月	カドミニウム 水銀	

地 (平成20年6月)	郡山市字道場 413 北日本くみあ い飼料株式会 社県中中継基 地 (平成20年6月)	ふくしま和牛 (肉用牛肥育用 配合飼料)	平成 20年 6月	カドミニウム 水銀	
本宮市荒井字 上前畑1 アサヒビール 株式会社福島 工場	本宮市荒井字 上前畑1 株式会社アサ ヒビールフアイ ド福島事業所 (平成20年6月)	モルトフアイド・ サイレージ(牛 用混合飼料)	平成 20年 6月	カドミニウム 水銀	

注 試験結果の概要の欄には、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄にはその内容を示す。

(農業総合センター)

福島県告示第五百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十年七月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所
大沼郡会津美里町字瀬戸町甲三三〇八の九
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

(治山対策課)

福島県告示第五百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次
のとおり保安林の指定を解除する予定である。
平成二十年七月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所
大沼郡会津美里町字瀬戸町甲三二〇八の九
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（治山対策課）

福島県告示第五百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十年七月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
相馬郡新地町谷地小屋字南狼沢三三八の三
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、新地町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第五百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十年七月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

- 南相馬市鹿島区上栃窪字萩平一〇三、一〇五の一、一〇六、一〇九、一一四の一、一一四の二、一三七の一、一三八から一五〇まで、一五三、一五四、一五六から一五八まで、字木淵一二三、一二五から一三五まで、一四一から一四六まで、一四七の一、一四七の二、一四八

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採方法

- (一) 主伐に係る伐採種は定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（治山対策課）

福島県告示第五百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成二十年七月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
小名浜	いわき市小名浜下神白字綱取	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
千速1	同 市小名浜下神白字千速	急傾斜地の崩壊	
三崎	同 市小名浜下神白字三崎	急傾斜地の崩壊	
田ノ入	同 市小名浜字播摩作	急傾斜地の崩壊	

北町	中作	風越	寺作2号	寺作	藤ヶ丘2号	萩ノ作	上代	東町	大平	千速2	古湊	綱取	小屋ノ内	松下	播摩作	港ヶ丘3号	港ヶ丘2号	港ヶ丘1号	観音作	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市江名字北町	市江名字中作	市江名字風越	市江名字寺作	市江名字寺作	市江名字藤ヶ丘	市江名字萩ノ作	市江名字上代	市江名字東町	市小名浜上神白字大平	市小名浜下神白字千速	市小名浜字古湊	市小名浜下神白字綱取	市小名浜字小屋ノ内	市小名浜字小屋ノ内	市小名浜字播摩作	市小名浜港ヶ丘	市小名浜港ヶ丘	市小名浜港ヶ丘	市小名浜観音作	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊									

二 土砂災害特別警戒区域

播摩作	港ヶ丘3号	港ヶ丘2号	港ヶ丘1号	観音作	田ノ入	三崎	千速1	小名浜	区域名	区	域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		
急傾斜地の崩壊	同	同	同	同	同									
播摩作	港ヶ丘3号	港ヶ丘2号	港ヶ丘1号	観音作	田ノ入	三崎	千速1	小名浜	越卷	天ヶ作沢	藤ヶ丘3号	江ノ浦3号	藤ヶ丘	向畑
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
急傾斜地の崩壊	地滑り	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊								

天ヶ作沢	藤ヶ丘3号	江ノ浦3号	藤ヶ丘	向畑	北町	中作	風越	寺作2号	寺作	藤ヶ丘2号	荻ノ作	上代	東町	大平	千速2	古湊	綱取	小屋ノ内	松下
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市江名字天ヶ作	市江名字藤ヶ丘	市江名字風越	市江名字藤ヶ丘	市江名字向畑	市江名字北町	市江名字中作	市江名字風越	市江名字寺作	市江名字寺作	市江名字藤ヶ丘	市江名字荻ノ作	市江名字上代	市江名字東町	市小名浜上神白字大平	市小名浜下神白字千速	市小名浜字古湊	市小名浜下神白字綱取	市小名浜字小屋ノ内	市小名浜字小屋ノ内
土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊													

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告第四百九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年七月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十年七月十五日

二 名称

特定非営利活動法人郡山アーバンデザインセンター

三 代表者の氏名

柳沼 愷

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市並木二丁目一番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、郡山地域において長い年月をかけて育まれてきた特有の文化・気候風土・人間関係などを活かして、今を生きる人々に失われたゆとりと潤いを取り戻し、それらを新たに創り出すために必要とされる社会環境および都市づくりについての研究活動を行う。そこで得られた都市の将来像を、関係者及び他の参加者と共有を図り、さらに様々な主体と連携して具体的な都市デザインの実践を行うことを目的とする。

（文化振興課）

公告第四百十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年七月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十年七月十四日

二 名称

特定非営利活動法人高齢者健康ネットワーク

ハッピー福 島笹谷・ヘ ルパーステ ーション	同 市笹谷字 出水上二四 ハロイヤルガ ーデンⅣ棟四	同	同	同	同
ハッピー福 島南・ヘル パーステー ション	同 市郷野目 字宝来町二八 ―二	株式会社ジ ヤパンケア サービス東 日本	東京都豊島区 北大塚一―一 三―一五	同	同
福島市社会 福祉協議会	福島市飯野町 字西宮平二五 ―一	社会福祉法 人福島市社 会福祉協議 会	福島県福島市 森合町一〇― 一	平成二〇年 七月一日	訪問介護
飯野ホーム ヘルプサー ビスセンタ ー	―	―	―	―	―

公告第四百十一号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定
居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成二十年七月二十九日
福島県知事 佐藤雄平

- 三 代表者の氏名
久保塚 博之
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市西ノ内一丁目五番地十四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、福島県民の高齢者、低体力者、身体障害者、福祉施設に対して、健康
相談及び支援、情報提供、在宅介護支援と、それに伴う人材育成に関する事業を行い、
地域の医療費とりわけ高齢者医療費の公的負担の軽減を第一目的とし、地域医療、福
祉、健康増進と共生の町造りに寄与することを目的とする。
(文化振興課)

ハッピー郡 山・訪問入 浴ステーション	郡山市大槻町 御十日六一 旭ビル二〇一	同	同	同	同	〇八
ハッピー郡 山・ヘルパ ーステーシ ョン	旭ビル二〇一	同	同	同	同	同
ハッピーい わき・ヘル パーステー ション	いわき市小名 浜愛宕町一五 ―六	同	同	同	同	同
ハッピー白 河・ヘルパ ーステーシ ョン	白河市会津町 三八―二ハイ ツイーグルー 〇一	同	同	同	同	同
ハッピー茶 畑・ヘルパ ーステーシ ョン	須賀川市茶畑 町六嶋原貸店 舗一号	同	同	同	同	同
ハッピー原 町・ヘルパ ーステーシ ョン	南相馬市原町 区二見町一 ―一四	同	同	同	同	同
ハッピー福 島笹谷・訪 問入浴ステ ーション	福島市南矢野 目字上戸ノ内 二―七	同	同	同	同	同
会津中央訪 問入浴介護 事業所	会津若松市松 町一―二九	財団法人温 知会	福島県会津若 松市一箕町鶴 賀一―一	同	同	同
ハッピー郡 山市大槻町 御十日六一 旭ビル二〇一	同	株式会社ジ ヤパンケア サービス東 日本	東京都豊島区 北大塚一―一 三―一五	同	同	同

ヨソ	医療法人社 団正風会小 名浜訪問看 護ステーション	いわき市小名 浜字本町六〇	医療法人社 団正風会	福島県いわき 市小名浜林城 字塚前三一	同	訪問看護
ヨソ	福島市飯野 デイサービス センター	福島市飯野町 字西宮平二五 一	社会福祉法 人福島市社 会福祉協議 会	同 県福島市 森合町一〇一	同	通所介護
ヨソ	ハッピー福 島森合・デ イサービス センター	同 市森合字 北向一四一 瓶子貸店舗一 階	株式会社ジ ヤパンケア サービス東 日本	東京都豊島区 北大塚一一 三一五	同	同
ヨソ	デイサービ ス・メープ ルフエロー	南会津郡南会 津町青柳字居 平一一五	有限会社か ねだい	福島県南会津 郡南会津町青 柳字居平六〇 三	同	同
ヨソ	さかえグリ ーンハート 美術館通り	郡山市下館野 一一一	医療法人栄 心会	同 県郡山市 横塚二一一五 一六	同	特定施設 入居者生 活介護
ヨソ	株式会社J Aライフク リエイト福 島介護福祉 センター	同 市田村町 金屋字下夕川 原七六一一	株式会社J Aライフク リエイト福 島	同 市 田村町金屋字 下夕川原七六 一一	同	福祉用具 貸与

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定居宅
介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成二十年七月二十九日

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の主たる 事務所の所在地	指定年月日
福島市社会福祉 協議会飯野居宅 介護支援事業所	福島市飯野町字 西宮平二五一一	社会福祉法人 福島市社会福 祉協議会	福島県福島市森 合町一〇一一	平成二〇年 七月一日
ハッピー郡山・ 居宅介護支援事 業所	郡山市大槻町御 十日六一旭ビ ル二〇一	株式会社ジャ パンケアサー ビス東日本	東京都豊島区北 大塚一一三一 一五	同
太田綜合病院介 護保険事業所	同 市中町五 二五	財団法人太田 綜合病院	福島県郡山市西 ノ内二六一一	同

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サ
ビス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。

平成二十年七月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日	サービスの種類
事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日	サービスの種類
通所事業所 南東北さくら館	郡山市日和田 町梅沢字丹波 山三一二	社会福祉法 人南東北福 祉事業団	福島県郡山市 日和田町梅沢 字丹波山三一 二	平成二〇年 六月一日	通所介護
NPO法人 いきいきサ ポートつく	河沼郡会津坂 下町字大道二 三九二一六	特定非営利 活動法人い きいきサポ	同 県河沼郡 会津坂下町字 大道二三九二	平成二〇年 六月四日	訪問介護

公告第四百十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。
平成二十年七月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

（高齢福祉課介護保険室）

しんぼいき いきヘルパ ーステーシ ョン		イトつくし んぼ	一六		
ライフ・ケ アサービス	双葉郡大熊町 下野上字金谷 平三五三一―	株式会社ア クティブ	同 県双葉郡 大熊町下野上 字金谷平三五 三一―	平成二〇年 六月一日	同

変更前の事 業所の名称	変更後の事 業所の名称	事業所の 所在地	事業者の名 称（個人に あつては、 氏名）	事業者の主た る事務所の所 在地（個人に あつては、住 所）	サービス の種類
デイサービ スセンター なごやか会 津若松	デイサービ スセンター しなのき	会津若松市橋 本一―四一― 四	有限会社な ごやか	福島県会津若 松市神指町黒 川字芦野甲八 六四―一	通所介護
ハートフル 平和	マルイチ平 和	須賀川市新町 一一	マルイチ平 和タクシ― 有限公司	同 県須賀川 市新町一一	訪問介護
社団法人地 域医療振興 協会磐梯町 保健医療福 祉センター	磐梯町保健 医療福祉セ ンター	耶麻郡磐梯町 磐梯字諏訪山 二九二六	社団法人地 域医療振興 協会	東京都千代田 区平河町二― 六一三	訪問介護 通所介護

公告第四百十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十年七月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

（高齢福祉課介護保険室）

事業所の 名称	変更前の事業 所の所在地	変更後の事業 所の所在地	事業者の名 称（個人に あつては、 氏名）	事業者の主 たる事務所 の所在地 （個人にあつ ては、住所）	サービス の種類
デイサービ スセンター しなのき	会津若松市神 指町黒川字芦 野甲八六四― 一	会津若松市橋 本一―四一― 四	有限会社な ごやか	福島県会津 若松市神指 町黒川字芦 野甲八六四 ―一	通所介護
あいづ農業 協同組合	同 市昭 和町一―三四	同 市扇 町三五―一	あいづ農業 協同組合	同 市扇町 三五―一	特定福祉 用具販売
ホームヘル プステーシ ョンシヤロ ーム	いわき市平上 平窪字羽黒四 〇―四四	いわき市平字 堂ノ前二	社会福祉法 人いわき福 音協会	同 県いわ き市平上平 窪字羽黒四 〇―四四	訪問介護
平和タクシ ー介護事業 部	南相馬市原町 区南町二―八 五一―	南相馬市原町 区旭町一―二 六	平和タクシ ー株式会社	同 県南相 馬市原町区 旭町一―二 六	同
マイム介護 センターば んげ	河沼郡会津坂 下町字古町川 尻三七〇―一	河沼郡会津坂 下町字台ノ下 七四五	株式会社マ イム	同 県会津 若松市中央 三一七―三 〇	同

公告第四百十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十年七月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

(高齢福祉課介護保険室)

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
居宅介護支援事業所シャローム	いわき市平上平窪字羽黒四〇一四四	いわき市平字堂ノ前二	社会福祉法人いわき福音協会	福島県いわき市平上平窪字羽黒四〇一四四
マイム居宅支援センターばらんげ	河沼郡会津坂下町字古町川尻三七〇一一	河沼郡会津坂下町字台ノ下七四五	株式会社マイム	同 県会津若松市中央三一七一一三〇

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。
平成二十年七月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
ほのぼの訪問介護センター	福島市笹谷字中田一一八	有限会社ハートネット	福島県福島市笹谷字中田一一八	平成二〇年七月一日	介護予防
福島市社会福祉協議会	同 市飯野町字西宮平二五	社会福祉法人福島市社	同 市森合町一〇一	同	同

飯野ホームヘルプサービスセンター	同	会	会福祉協議会	一
ハッピー福島南・ヘルパーステーション	同 市郷野目字宝来町二八一二	同	株式会社ジャパンケアサービス東日本	東京都豊島区北大塚一一一三一一五
ハッピー福島笹谷・ヘルパーステーション	同 市笹谷字出水上二四一八ロイヤルガーデンⅣ棟四〇八	同	同	同
ハッピー郡山・ヘルパーステーション	同 郡山市大槻町御十日六一一旭ビル二〇一	同	同	同
ハッピーいわき・ヘルパーステーション	同 いわき市小名浜愛宕町一五六一六	同	同	同
ハッピー白河・ヘルパーステーション	同 白河市会津町三八二ハイツイーグル一〇一	同	同	同
ハッピー茶畑・ヘルパーステーション	同 須賀川市茶畑町六嶋原貸店舗一号	同	同	同
ハッピー原町・ヘルパーステーション	同 南相馬市原町区二見町一一一四	同	同	同

さかえグリ ーンハート	郡山市下館野	医療法人栄 心会	同 郡山市 横塚二丁目一	同	介護予防 特定施設
デイサービス・ メープルフェロ ー	南会津郡南会 津町青柳字居 平一一五	有有限会社か ねだい	福島県南会津 郡南会津町青 柳字居平六〇 三	同	同
ハッピー福 島森合・デ イサービス センター	同 市森合字 北向一四一一 瓶子貸店舗一 階	株式会社ジ ヤパンケア サービス東 日本	東京都豊島区 北大塚一―一 三一―一五	同	同
福島市飯野 デイサービ スセンター	福島市飯野町 字西宮平二五 ―	社会福祉法 人福島市社 会福祉協議 会	同 県福島市 森合町一〇― 一	同	介護予防 通所介護
医療法人社 団正風会小 名浜訪問看 護ステーシ ョン	いわき市小名 浜字本町六〇	医療法人社 団正風会	福島県いわき 市小名浜林城 字塚前三―一	同	介護予防 訪問看護
ハッピー郡 山・訪問入 浴ステーシ ョン	郡山市大槻町 御十日六一― 旭ビル二〇― 一	株式会社ジ ヤパンケア サービス東 日本	東京都豊島区 北大塚一―一 三一―一五	同	同
会津中央訪 問入浴介護 事業所	会津若松市松 町一―二九	財団法人温 知会	福島県会津若 松市一箕町鶴 賀一―一	同	同
ハッピー福 島笹谷・訪 問入浴ステ ーション	福島市南矢野 目字上戸ノ内 二―七	同	同	同	介護予防 訪問入浴 介護
ヨ ン	同	同	同	同	同

美術館通り	同 市田村町 金屋字下夕川 原七六一―	株式会社J Aライフク リエイト福 島	同 市 田村町金屋字 下夕川原七六 一―	同	入居者生 活介護
株式会社J Aライフク リエイト福 島介護福祉 センター	同 市田村町 金屋字下夕川 原七六一―	株式会社J Aライフク リエイト福 島	同 市 田村町金屋字 下夕川原七六 一―	同	介護予防 福祉用具 貸与

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百十八号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介
護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があつ
た。
平成二十年七月二十九日
福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名 称(個人に あつては、 氏名)	事業所の主た る事務所の所 在地(個人に あつては、住 所)	廃止年月日	サービスの 種類
郡山介護サ ービス	郡山市大槻町 字仁池向五― 三	平成二〇年 五月三十一日	介護予防 訪問介護
NPO法人 いきいきサ ポートつく しんぼいき いきヘルパ ーステーシ ョン	河沼郡会津坂 下町字大道二 三九二―六 さいきサポ ートつくし んぼ	平成二〇年 六月四日	同
ライフ・ケ アサービス	双葉郡大熊町 下野上字金谷 平三五三一― 一	平成二〇年 六月一日	同
株式会社ア クティブ	同 県双葉郡 大熊町下野上 字金谷平三五	同	同

公告第四百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。
平成二十年七月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

（高齢福祉課介護保険室）

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	サービスの種類
デイサービスセンター なごやか会 津若松	デイサービスセンター しなのき	会津若松市橋本一四一四	有限会社なごやか	福島県会津若松市神指町黒川字芦野甲八六四一	介護予防通所介護
ハートフル 平和	マルイチ平和	須賀川市新町一一	マルイチ平和 和タクシー 有限会社	同 県須賀川市新町一一	介護予防訪問介護
社団法人地域医療振興協会 磐梯町保健医療福祉センター	磐梯町保健医療福祉センター	耶麻郡磐梯町 磐梯字諏訪山二九二六	社団法人地域医療振興協会	東京都千代田区平河町二一六一三	介護予防訪問介護 介護予防通所介護

（高齢福祉課介護保険室）

公告第四百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十年七月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	サービスの種類
デイサービスセンター しなのき	会津若松市神指町黒川字芦野甲八六四一	会津若松市橋本一四一四	有限会社なごやか	福島県会津若松市神指町黒川字芦野甲八六四一	介護予防通所介護

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	サービスの種類
あいづ農業協同組合	同 市昭和町一三四	同 市扇町三五一一	あいづ農業協同組合	同 市扇町三五一一	特定介護用具販売
ホームヘルプステーション シンシャローム	いわき市平上平窪字羽黒四〇一四四	いわき市平字堂ノ前二	社会福祉法人いわき福音協会	同 県いわき市平上平窪字羽黒四〇一四四	介護予防訪問介護
平和タクシ一部 介護事業	南相馬市原町区南町二一八五一	南相馬市原町区旭町一一二六	平和タクシ一部株式会社	同 県南相馬市原町区旭町一一二六	同
マイム介護センター ばんげ	河沼郡会津坂下町字古町川尻三七〇一一	河沼郡会津坂下町字台ノ下七四五	株式会社マイム	同 県会津若松市中央三二七一一三〇	同

（高齢福祉課介護保険室）

公告第四百二十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。
平成二十年七月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
グループ プー ムすま いる	会津若松市 一箕町八幡 字八幡三八 一〇	特定非 営利活 動法人 ふれあ いづス マイル	福島県会津 若松市東千 石三丁目四 一五〇	平成二〇年 七月一日	共同生活 介護 共同生活 援助	知的障害者

(障がい福祉課)

公告第四百二十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十年七月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	サービスの主たる対象者
障害者総合生活支援センター「ふくいん」	いわき市平字田町二四	いわき市平字堂ノ前二	社会福祉法人いわき福音協会	福島県いわき市平上平窪字羽黒四〇一四四	共同生活 活援助 共同生活 活介護	知的障害者

(障がい福祉課)

公告第四百二十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定相談支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十年七月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の	変更前の事業	変更後の事業	事業者の	事業者の主	サービスの主
------	--------	--------	------	-------	--------

名称	所の所在地	所の所在地	名称	たる事務所の所在地	たる対象者
障害者総合生活支援センター「ふくいん」	福島県いわき市平字田町二四	福島県いわき市平字堂ノ前二	社会福祉法人いわき福音協会	福島県いわき市平上平窪字羽黒四〇一四四	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

(障がい福祉課)

福島県公安委員会

福島県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年7月29日

福島県公安委員会委員長 松本 忠清

福島県公安委員会規則第10号

福島県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

福島県公安委員会の事務の委任に関する規則(平成4年福島県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
第3条中「又は第30条」を「、第30条又は第30条の3」に改める。

附 則

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

(組織犯罪対策課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十九年十二月十一日付け定例第九百三十五号中

八三〇	下	後ろから一五	統括主幹	総括主幹
		後ろから四	事務管理室長	事務管理部長

○平成二十年五月三十日付け定例第九百八十三号中

三五〇	
上	
二〇	一六
指定理由の消滅 （「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林業総室治山対策課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）	一〇〇の一（次の図に示す部分に限る。）
指定理由の消滅	一〇〇の一